

令和7年度 第1回熊本県私立学校審議会 議事録

日時	令和7年9月3日（水） 13時30分～15時00分
場所	熊本県庁本館5階 審議会室
出席者	委員11名、事務局7名
議事の概要	以下のとおり

事務局	(令和7年度第1回熊本県私立学校審議会の開会を宣言。委員定数12名中11名の出席を確認し、定足数を満たしていることを報告。)
総務私学局長	(挨拶)
事務局	(熊本県私立学校審議会運営規程第5条により、会長に議長を依頼。)
会長	(挨拶) (諮問事項の（2）及び報告事項の（2）は、熊本県情報公開条例、第7条第3項に定める法人等の事業活動情報に該当、報告事項の（1）についても熊本県私立学校審議会運営規程第11条のただし書きで、非公開とする議事として別表に定める私立学校の設置に関するに該当するので、非公開。) (議事録署名人は清家委員と米澤委員を指名。)
事務局	諮問事項①「勇志国際高等学校の学則変更認可について」の審議 (諮問事項について説明。)
委員	建物はワンフロアか。
事務局	5階建ての1棟を今回占有し、一体的に使う。
委員	以前の場所よりも広くなるということか。
事務局	以前の建物では3フロア使っていたが、今回5階建てとなり、加えてフロア自体も広くなっている。
会長	他に質問等がなければ、諮問事項①「勇志国際高等学校の学則変更認可について」が適当であると答申することに意義はないか。
委員	(異議なしの声)
会長	それでは、この諮問事項については、適当であると答申することに決

	定した。
事務局	<p>諮問事項②「高等学校の定員変更に伴う学則変更認可及び学科の廃止認可について」の審議 (諮問事項について説明。)</p> <p>※議事内容については、非公開のため省略。</p>
会長	それでは、諮問事項「高等学校の定員変更に伴う学則変更認可及び学科の廃止認可について」は、適当であると答申することに意義はないか。
委員	(異議なしの声)
会長	それでは、この諮問事項については、適当であると答申することに決定した。
事務局	<p>報告事項①「学校法人の寄付行為認可及び中学校の設置認可について」の報告 (報告事項について説明。)</p>
事務局	<p>報告事項②「専修学校の廃止について」の報告 (報告事項について説明。)</p>
会長	それでは、事務局にマイクをお返しする。
事務局	(閉会を宣言。本日の審議結果は、今後、事務局で速やかに知事に答申する準備を行うこと、また、報告事項①に関する審議会の意見を申請者に伝えることを説明。)